

第 8 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 4 年 8 月 1 7 日(金) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 2 4 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 2 5 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 2 6 号
石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について
 - (4) 議案第 2 7 号
荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 7名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝
9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 11名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司
14番 近内 壽夫 15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄
17番 味原 孝一 18番 南條 博 19番 添田 勉
20番 小池 力 21番 福田 正三

欠席委員 4番 金沢 和則 5番 芳賀 正幸 22番 斎藤 英幸

事務局

事務局長 荒木 成輔
事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司
書記 会田 勇輝

- ・議 長 本日の出席は18名です。定足数に達しておりますので、只今より第8回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、8番 仲田昌勝委員 1番 佐川修一委員を指名いたします。

(1) 議案第24号

- ・議 長 議事に入ります。議案第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から4につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

- ・根本常和委員 農地法第3条第1項番号1許可申請に対する現地調査の報告をいたします。この案件は、譲渡人〇〇〇〇さんと譲受人〇〇〇〇さんとの調査結果です。

調査日は令和4年8月8日午前9時30分より、〇〇〇〇さん欠席、最適化推進委員根本浩一さん、農業委員根本常和で現場を確認しました。

申請地は、〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇へ向かい〇〇〇〇を右折し、500m先を右折し、〇〇〇〇を左折し、100m右側の〇〇〇〇、登記簿 田、現況 畑、地積〇〇〇〇㎡です。

譲受人は規模拡大のため、畑を買い受け野菜等の栽培をしていくとの事でした。また、地域営農に迷惑をかけないよう頑張っていくとの事でした。周りは畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上、調査した結果この案件は問題ないものと考えますので、皆様方のご審議のほどよろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告ありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第24号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第3条第1項番号2許可申請に対する現地調査の報告をいたします。この案件は、譲渡人〇〇〇〇さんと譲受人〇〇〇〇さんとの調査結果です。調査日は令和4年8月8日午前9時30分より、譲渡人〇〇〇〇さん、最適化推進委員根本浩一さん、農業委員根本常和で現場を確認しました。

申請地は、〇〇〇〇を〇〇〇〇から〇〇〇〇へ向かい〇〇〇〇を右折し、500m先を右折し、〇〇〇〇を左折し、100m右側の〇〇〇〇番〇〇〇〇、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番〇〇〇〇、〇〇〇〇番、登記簿 畑、現況畑、地積の合計〇〇〇〇㎡です。

譲受人は、規模拡大のため畑を買い受け、野菜等の栽培をしていくとの事でした。また、地域営農に迷惑をかけないよう頑張っていくとの事でした。周りは畑ですので、特別支障があるとは思えません。

現地調査の結果、当案件につきましては、問題はないものと考えますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第24号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました味原孝一委員に報告を求めます。

・味原孝一委員 農地法第3条第1項番号3の現地調査の結果を報告します。調査日は令和4年8月7日、日曜日、午前9時00分より行いました。調査担当は遠藤武重委員、金沢和則委員、小池力委員、味原孝一委員、立会人は譲受人〇〇〇〇さんであります。

申請値は、石川町字〇〇〇〇番、地目 畑、地積 〇〇〇〇㎡。石川町字〇〇〇〇番、地目 畑、地積〇〇〇〇㎡。

報告、申請地のうち、字〇〇〇〇番は〇〇〇〇から直線距離で南東に約500mで、〇〇〇〇のグラウンドの北東に位置しています。また、字〇〇〇〇番は〇〇〇〇から直線距離で南西に約1.5kmの町道沿いに位置しています。

申請地は、いずれも譲渡人から当該農地を売り渡したいとの要望があり、譲受人が買い受けることとなり、今回の申請となりました。なお、申請地は、現在はどちらも耕作しておりませんが、譲受人が草刈り等の維持管理を行い、耕作するよう努めるとのことです。

現地調査の結果、当案件につきましては、問題ないものと考えますので皆様の審議よろしくお願いいたします。

・議長 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 長 異議のないものと認め、議案第24号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第3条第1項番号4許可申請に対する現地調査の報告をいたします。この案件は、譲渡人〇〇〇〇さんと、譲受人である息子の〇〇〇〇さんとの調査結果です。

調査日は令和4年8月8日午前10時より、代理人の行政書士〇〇〇〇さん、最適化推進委員根本浩一さん、農業委員根本常和の3人で現地を確認しました。

申請地は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇から〇〇〇〇へ向かい〇〇〇〇を右折し、400m先十字路交差点を左折し100m右側の〇〇〇〇番〇〇〇〇、登記地目 畑、現況 畑、地積〇〇〇〇㎡です。

この農地は、親から息子への贈与であり、権利移転後も作付する作物の変更はなく、耕作していくとの事です。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

・議長 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第24号 農地法第3条第1項番号4について承認するものと決定いたします。
-

(2) 議案第25号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議長 次に、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は養魚場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。
- ・議長 農地法第5条第1項番号1を調査されました福田正三委員に報告を求めます。
- ・福田正三委員 農地法第5条第1項番号1の許可申請について報告いたします。
この案件は、令和4年1月総会において、石川農業振興地域整備計画変更申請が承認され、今回の申請に至っていることから、現地確認は省略しております。
場所は、〇〇〇〇線〇〇〇〇から西に300m行った道路右側になります。地番は石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇〇〇、畑、〇〇〇〇㎡と石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番〇〇〇〇、田、〇〇〇〇㎡です。
事業計画者は石川町大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏は令和3年養魚場の事業開始に併せ、不作地を正規の手続きを行わず、車両通行用の道路及び給水のための井戸の掘削工事を行っております。今回、困難をきたしていた地権者から同意を得たため申請に至っております。特別支障をきたすような土地もなく、顛末書も添付されていることから問題ないと思われます。なお、母畑地区土地改良区とは除外申請の協議が済んでおります。
以上、調査した結果どの現場も問題ないと思われますので、皆様の審議よろしく願いいたします。
- ・議長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご

意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第25号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第26号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第26号 石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1につきましては、事務局に説明を求めます。
- ・事務局次長 この案件につきましては、平成30年に〇〇〇〇株式会社により携帯電話基地局が設置されております。平成30年の建設当時、工事着工前に農用地利用変更申出書を提出する際に、農業振興地域の総合見直し時期と重なり、申請が保留となっておりましたが、今回遡及して農用地利用変更申出書を受付、事務手続きを行うものです。
- ・議 長 只今報告のありました石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について、何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・議 長 異議のないものと認め、議案第26号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。続きまして、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2を調査されました根本常和委員に報告を求めます。
- ・根本常和委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号2の調査した結果を報告いたします。調査日は令和4年8月8日午前9時より、石川町農業委員会事務局 荒木局長、吉田次長、会田局員、行政書士〇〇〇〇さん、〇〇〇〇設計〇〇〇〇さん、最適化推進委員の根本浩一さん、農業委員根本常和の7人で現地確認をしました。

申請地は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に向かい、
〇〇〇〇を右折し500m先を右折し〇〇〇〇右側の〇〇〇〇番〇〇〇

の一部〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡の畑です。

申請者〇〇〇〇さんは、現在町営住宅に居住しています。子供の成長に伴い住宅を建築したく計画し、石川町内に居住することを決めました。申請地選定理由ですが、勤務地〇〇〇〇に近い沢井地区で候補地を検討しましたが、建物解体を伴う宅地であったり、土地造成工事が大がかりになる山林であったり、適地がありませんでしたので今回の申請となりました。

取水は町水道より、排水は町道側溝に、汚水は合併浄化槽を設置し町道西側の側溝へ排水します。周りは東側畑、南側畑、北側、西側が町道ですので農地への影響はないものと思われまます。

以上、この案件は問題ありませんので皆様方の審議のほどよろしく願います。

・議 長 只今報告のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第26号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号2に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。続きまして、石川農業振興地域整備計画変更申請番号3を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号3の調査した結果を報告いたします。調査日は令和4年8月8日午前9時より、石川町農業委員会事務局荒木局長、吉田次長、会田局員、行政書士〇〇〇〇さん、〇〇〇〇設計〇〇〇〇さん、最適化推進委員の根本浩一さん、農業委員根本常和の7人で現地確認をしました。

申請地は、県道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇を右折し500m先を右折し〇〇〇〇右側の〇〇〇〇番〇〇〇〇の一部〇〇〇〇㎡のうち〇〇〇〇㎡の畑です。

申請者は〇〇〇〇さんで現在、〇〇〇〇から避難し妻の両親宅に同居しています。子供の成長に伴い、自己住宅を建築したく計画し、帰還を断念し石川町内に居住することに決め、申請にいたしました。

申請地選定理由ですが、子育てや両親の介護を考えると、妻の両親の居住地に近い沢井地内で検討しましたが、建物解体を伴う宅地であったり、

土地造成工事が大がかりになる山林であったり、適地ではありませんでしたので今回の申請となりました。

取水は町水道、排水は町道側溝へ、汚水は合併式浄化槽を設置し町道側溝へ排水します。周りは東側畑、南側畑、北側、西側町道ですので農地への影響はないものと思います。

以上、この案件は問題ないものと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今報告のありました、石川農業振興地域整備計画変更申請番号3について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第26号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号3に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

(4) 議案第27号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第27号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第27号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号88を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時02分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年8月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 _____

議事録署名人 _____ 8番

_____ 1番